

【 発熱・その他の症状について 】

発熱を問わず、嘔吐・下痢・発疹・充血・目やになどの症状がある場合には
どの症状も非常に強い感染力を持つ疾患の可能性があるため
必ず受診し、感染するか・しないかの診断を受け
感染の有無にかかわらず
登園許可証の提出をお願いしています。



【 登園許可証について 】

足立区医師会・足立区・足立区教育委員会 の形式を使用しています。
これには感染症の種類・出席停止期間・出席の目安が定められています。
感染症の診断を受けた場合は、必ず **登園許可証の提出** が必要となります。

青井保育園では、受診して、その症状が“感染性ではなかった”という診断の場合
でも、特に **下痢・嘔吐** の場合は、確認のために、**登園許可証の提出** をお願いして
います。

【 ごきょうだいの登降園について 】

受診・診断前のごきょうだいの登降園は、感染拡大防止のため、
北門から お願いします。
家族やごきょうだいが**感染症と診断がついた場合**の登降園も
感染拡大防止のため、**北門から** お願いします。

*発熱：一般的に、**37.5℃ 以上** が発熱となっています。
青井保育園では、**37.8℃ 以下** を登園の基準としています。



◆登園前の検温・受け入れ時の検温（もも組）**37.8℃ 以上** の場合は
お預かりすることはできません。

◆保育中に **37.8℃ 以上** の発熱した場合は、
お迎えのお願いと受診についてご相談をします。

◇登園基準：解熱後24時間経過、他症状が治まっている

◇登園許可証：記載されている疾患名に合わせて提出

アデノウィルス感染症（プール熱・はやり目以外）と診断された場合は、
保護者記入欄【8 アデノウィルス感染症】と記入のうえ提出

***下痢：必ず受診をお願いします。**

◆下痢症状がある場合は、お預かりすることはできません。

◆保育中に下痢便を確認した場合は、早急なお迎えをお願いします。



◇登園基準：最後の下痢便排泄後24時間、ご家庭で経過観察し症状が治まっている
但し、普通便の排泄が確認できた時は24時間経過していなくても登園可能

◇登園許可証：記載されている疾患名（感染性胃腸炎）に合わせて提出

（ 感染性ではない、という診断の場合でも必ず必要
その場合、保護者記入欄に【8 下痢（お腹のカゼなど医師の診断名）】
と、保護者が記入のうえ提出 ）

***嘔吐：必ず受診をお願いします。**

◆嘔吐症状がある場合は、お預かりすることはできません。

◆保育中に嘔吐した場合は、早急なお迎えをお願いします。



◇登園基準：最後の嘔吐後24時間ご家庭で経過観察し症状が治まっている

◇登園許可証：記載されている疾患名（感染性胃腸炎）に合わせて提出

（ 感染性ではない、という診断の場合でも必ず必要
その場合、保護者記入欄に【8 嘔吐（咳によるものなど医師の診断名）】と
保護者が記入のうえ提出 ）

***発疹：増えている・大きくなっている・いつもと違う時などは、
受診をお願いすることがあります。**



◆発疹がある場合は、症状に応じて受診後のお預かりになることがあります。

◆保育中に発疹を確認した場合は、保育園内で基本的に経過観察しますが、
症状や状態に応じてお迎えをお願いする場合があります。

◇登園基準：発疹の状態が変わらない・治まっている、
尚、症状や状態に応じて受診をお願いする場合があります。

◇登園許可証：記載されている疾患名に合わせて提出

（ 突発性発疹・不明発疹・川崎病の場合は
全身状態が良好で医師の判断を受けてからの登園になります。 ）

*充血・目やに：症状や状態に応じて、受診をお願いすることがあります。

◆充血・目やにがある場合は、症状や状態に応じて受診後のお預かりになることがあります。

◆保育中に充血・目やにを確認した場合は、保育園内で基本的に経過観察しますが、症状や状態に応じてお迎えをお願いします。

◇登園基準：充血・目やにの状態が変わらない・治まっている
尚、症状や状態に応じて受診をお願いする場合があります。

◇登園許可証：記載されている疾患名に合わせて提出

〔 突発性発疹・不明発疹・川崎病の場合は
全身状態が良好で医師の判断を受けてからの登園になります。 〕



**この健康管理は、足立区の方針を踏まえ、囑託医と看護師と一緒に
話し合いを重ねて決めた内容であり、青井保育園の方針です。**

